

福島県ブランド材認証規程

平成 16 年 4 月改正

福島県ブランド材推進協議会

福島県ブランド材認証規程

1 趣旨

県産材のブランド化を推進するために、表示内容と製品寸法、品質が均しく、かつ乾燥が十分になされた福島県産ブランド材（以下「ブランド材」という）を安定供給するとともに、他の産地の製品と比較して差別化を図るものとする。

2 ブランド材の定義

ブランド材は、福島県産木材を製材・加工して「とってお木」商標ラベルを貼付した製品とする。

3 製品認証基準

ブランド材の品質・乾燥・寸法の基準は次のとおりとする。（以下「製品認証基準」という）

(1) 品質基準

- 1) 構造用材は、針葉樹の構造用製材の日本農林規格の「1級」の適合品であること。
- 2) 造作用材は、針葉樹の造作用製材の日本農林規格の「無節」の適合品であること。
- 3) 集成材は、集成材の日本農林規格に基づいて製造し、かつ日本合板検査会の検査に合格した製品であること。
- 4) 大断面集成材は、大断面構造用集成材の日本農林規格に基づいて製造し、かつ日本合板検査会の検査に合格した製品であること。

(2) 乾燥基準

- 1) ブランド材が表示する含水率は次のとおりとする。

材 種	区 分	乾燥区分	含水率	乾燥基準
構造用材	仕上げ材	SD 15	15%	含水率15%以下
		SD 20	20%	含水率20%以下
	未仕上げ材	D 15	15%	含水率15%以下
		D 20	20%	含水率20%以下
		D 25	25%	含水率25%以下
造作用材	仕上げ材	SD 15	15%	含水率15%以下
		SD 18	18%	含水率18%以下
	未仕上げ材	D 15	15%	含水率15%以下
		D 18	18%	含水率18%以下

- 2) 含水率の測定は、針葉樹の構造用製材の日本農林規格に定める含水率試験の方法による。

(3) 製材品の寸法基準

- 1) 構造用材は、針葉樹の構造用製材の日本農林規格に定める標準寸法(仕上げ材にあっては規定寸法)であること。

- 2) 造作用材は、針葉樹の造作用製材の日本農林規格に定める標準寸法であること。
- 3) 集成材は、集成材の日本農林規格に定める規定寸法であること。
- 4) 仕上がり材寸法の許容限度は、表示された寸法と測定した寸法との差が次の数値以下であること。

材 種		区 分		表示された寸法と測定した寸法との差	
木口の短辺及び木口の長辺	構造用材	仕上げ材	75未満	+1.0	-0
			75以上	+1.5	-0
		未仕上げ材	75未満	+1.0	-0
			75以上	+1.5	-0
	造作用材	仕上げ材	75未満	+1.0	-0
			75以上	+1.5	-0
		未仕上げ材	75未満	+2.0	-0
			75以上	+3.0	-0
材 長	構造用材		+制限なし	-0	
	造作用材		+制限なし	-0	

4 ブランド材の商標

ブランド材の商標は「とってお木」（文字登録第 4336202 号・図形登録第 4495323 号）とする。

5 表示方法

ブランド材の表示は、福島県ブランド材推進協議会（以下「ブラ協」という。）が作成した商標ラベル「とってお木」を、ブランド材に貼付するものとする。

6 認証工場

商標ラベル「とってお木」を貼付できる工場は、ブランド材を生産しようとする JAS 認定工場で、この認証基準に基づき認定を受けた工場（以下「認証工場」という）とする。

7 認定申請

ブランド材を生産しようとする JAS 認定工場は、ブラ協に認証工場認定申請書（様式第 1 号）を提出し、ブラ協は、書類及び現地調査を行い、認証工場審査会の審査を経て認定（様式第 2 号）するものとする。

8 認証工場の指導

ブラ協は、必要に応じて認証工場を指導するものとする。

9 認証工場の取消し等

次に該当する認証工場は、これを取消すものとする。

- 1 ブランド材の生産を中止したとき
- 2 この規程を遵守せず、著しくブランド材の信頼を失墜したとき

10 その他

前記事項以外に、ブランド材認証について必要な事項があれば、その都度決定するものとする。

以 上

